

議第 21 号

下呂市職員定数条例の一部を改正する条例について

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 25 日提出

下呂市長　　山　内　　登

提　案　理　由

令和 8 年度組織再編等に伴い職員定数を改めるため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市職員定数条例の一部を改正する条例

下呂市職員定数条例（平成16年下呂市条例第28号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前																																										
(定義) <p>第1条 この条例において「職員」とは、市長、議会、選挙管理委員会、監査委員、教育委員会、教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関、農業委員会、消防機関及び公営企業に常時勤務する地方公務員で、一般職に属するものをいう。</p>	(定義) <p>第1条 この条例において「職員」とは、市長、議会、選挙管理委員会、監査委員、教育委員会、教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関、農業委員会、消防機関及び公営企業に常時勤務する地方公務員で、一般職に属するもの <u>(期間を定めて雇用される臨時の職員を除く。)</u> をいう。</p>																																										
(定数) <p>第2条 職員の定数は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>定数（人）</th></tr></thead><tbody><tr><td>市長の事務部局</td><td>427</td></tr><tr><td>議会の事務部局の項～監査委員の事務部局の項（略）</td><td></td></tr><tr><td>公平委員会の事務部局</td><td>(3)</td></tr><tr><td>教育委員会の事務部局</td><td>12</td></tr><tr><td>教育委員会の所管に関する学校その他の教育機関</td><td>20 (2)</td></tr><tr><td>農業委員会の事務部局の項（略）</td><td></td></tr><tr><td>消防機関の事務部局</td><td>107</td></tr><tr><td>公営企業の事務部局</td><td>14 簡易水道事業及び下水道事業 病院事業 観光施設事</td></tr><tr><td></td><td>70</td></tr><tr><td></td><td>6</td></tr></tbody></table>	区分	定数（人）	市長の事務部局	427	議会の事務部局の項～監査委員の事務部局の項（略）		公平委員会の事務部局	(3)	教育委員会の事務部局	12	教育委員会の所管に関する学校その他の教育機関	20 (2)	農業委員会の事務部局の項（略）		消防機関の事務部局	107	公営企業の事務部局	14 簡易水道事業及び下水道事業 病院事業 観光施設事		70		6	(定数) <p>第2条 職員の定数は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>定数（人）</th></tr></thead><tbody><tr><td>市長の事務部局</td><td>401</td></tr><tr><td>議会の事務部局の項～監査委員の事務部局の項（略）</td><td></td></tr><tr><td>教育委員会の事務部局</td><td>28</td></tr><tr><td>教育委員会の所管に関する学校その他の教育機関</td><td>22 (2)</td></tr><tr><td>農業委員会の事務部局の項（略）</td><td></td></tr><tr><td>消防機関の事務部局</td><td>97</td></tr><tr><td>公営企業の事務部局</td><td>14 簡易水道事業及び下水道事業 病院事業 観光施設事</td></tr><tr><td></td><td>70</td></tr><tr><td></td><td>6</td></tr></tbody></table>	区分	定数（人）	市長の事務部局	401	議会の事務部局の項～監査委員の事務部局の項（略）		教育委員会の事務部局	28	教育委員会の所管に関する学校その他の教育機関	22 (2)	農業委員会の事務部局の項（略）		消防機関の事務部局	97	公営企業の事務部局	14 簡易水道事業及び下水道事業 病院事業 観光施設事		70		6
区分	定数（人）																																										
市長の事務部局	427																																										
議会の事務部局の項～監査委員の事務部局の項（略）																																											
公平委員会の事務部局	(3)																																										
教育委員会の事務部局	12																																										
教育委員会の所管に関する学校その他の教育機関	20 (2)																																										
農業委員会の事務部局の項（略）																																											
消防機関の事務部局	107																																										
公営企業の事務部局	14 簡易水道事業及び下水道事業 病院事業 観光施設事																																										
	70																																										
	6																																										
区分	定数（人）																																										
市長の事務部局	401																																										
議会の事務部局の項～監査委員の事務部局の項（略）																																											
教育委員会の事務部局	28																																										
教育委員会の所管に関する学校その他の教育機関	22 (2)																																										
農業委員会の事務部局の項（略）																																											
消防機関の事務部局	97																																										
公営企業の事務部局	14 簡易水道事業及び下水道事業 病院事業 観光施設事																																										
	70																																										
	6																																										

改 正 後			改 正 前		
	業			業	
合計		<u>663</u> (36)	合計		<u>672</u> (33)

注（ ）書は兼任を示す。

2 次に掲げる職員は、前項の職員の定数の外に置く。

(1) 他の地方公共団体へ派遣された職員
(当該団体において給料を負担する職員に限る。)

(2) 給料の支給を受けていない職員

(3) 消防職員で採用後 1年以内の職員

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

【参考資料】

下呂市職員定数条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

令和8年度組織再編等に伴い職員定数を改めるため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

- (1) 職員定数を改めます。

所 属 名	改 正 後	改 正 前	理 由
市長の事務部局	427	401	組織再編による 増員
公平委員会の事務部局	(兼任3)		新たに追加
教育委員会の事務部局	12	28	組織再編による 減員
教育委員会の所管に関する学校その他の教育機関	20(兼任2)	22(兼任2)	組織再編による 減員
消防機関の事務部局	107	97	定年引上げ制度による増員
公営企業の事務部局の病院事業	70	97	1病棟化による減員

(第2条関係)

- (2) 職員定数に含めない職員の規定を加えます。

(第2条関係)

- (3) この条例は、令和8年4月1日から施行します。

(附則関係)